

29 国際第 1044 号

関税割当公表第 28 号

平成30年度のフィリピン産鶏肉の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第5条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づく割当ての対象となる肉及び食用のくず肉（鶏のもので、肝臓（冷凍したものに限る。）及び骨付きのももを除く。）（以下「フィリピン産鶏肉」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成30年2月19日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

フィリピン産鶏肉（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0207.11号、第0207.12号、第0207.13号の2及び第0207.14号の2の（2）に掲げる物品）

2 割当数量 7,000トン

3 通関期限 平成31年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課（以下「受付の担当課」という。）

第3 関税割当証明書交付の担当課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2) から (4) までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残量及び各期間の開始日の前々週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）までに返納された関税割当証明書における残存数量の合計が1トン以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。1申請者当たりの申請数量等については、第7を参照。

(1) 平成30年3月12日（月）から同年3月20日（火）まで

(2) 平成30年7月3日（火）から同年7月9日（月）まで

(3) 平成30年10月2日（火）から同年10月9日（火）まで

(4) 平成31年1月22日（火）から同年1月28日（月）まで

なお、(2) から (4) までに掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当数量は、各期間の開始日の前の週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）に当省ホームページ（http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_phl/index.html）に掲載する。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで

第5 関税割当申請者の資格

鶏肉の販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 第4の1の(1)の期間に申請する場合であって、平成29年度に割当実

績がある場合は、割当を受けた全ての関税割当証明書（原本）。なお、関税割当証明書の割当数量を全て使用した等により既に返納した場合を除く。

ただし、残存数量があり、引き続き輸入のために使用する場合は、その輸入に係る関連書類（※）の原本及び写し各 1 通（及び、同書類が日本語以外の言語で表記されている場合には、その日本語訳 1 通）も添付する。

受付の担当課は、これにより通関（及び通関予定）数量を確認した後、引き続き使用する関税割当証明書及び関連書類（原本）を申請者に直ちに返却する。

（※）平成30年 3 月末までに輸入することが確実であることを確認できるもの。

- 2 平成29年度の月別のフィリピン産鶏肉の輸入通関実績（平成30年 3 月末見込みを含む）数量等一覧表（別記様式 1）
- 3 平成30年度の月別のフィリピン産鶏肉の輸入計画一覧表（申請時までの輸入実績も含む。）（別記様式 2）
- 4 法人の登記事項証明書（個人にあっては、住民票）（いずれも関税割当申請書の提出日の前日から起算して前 1 ヶ月以内に交付されたものに限る。）

ただし、平成29年度における割当実績を有する者であって、申請時点において 4 の書類の内容に変更のないものは、4 の書類の添付を必要としない。また、本公表により 2 件以上申請する場合であって、1 から 4 までの書類の内容に変更のないものは、2 件目以降は 1 から 4 までの書類の添付を必要としない。

第 7 割当基準

- 1 第 4 の 1 の (1) に掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1 申請者当たりの申請数量は700 トンを上限とする。

- (1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量以下となる場合

申請数量を割り当てる。

- (2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量を超える場合

申請者の申請順に第1の2に掲げる割当数量に達するまで申請数量を割り当てるものとする。

ただし、申請期間内に申請した者は同着とみなし、平成30年3月26日（月）に当省において抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

抽選の実施については、申請期間終了後に当省ホームページ

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_phl/index.html) において公表する。

2 第4の1の(2) から(4) までに掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、(2) 及び

(3) に掲げる期間においては、1 申請者当たりの申請数量は700 トンを上限とするが、(4) に掲げる期間における1 申請者当たりの申請数量には上限を設けない。

- (1) 申請数量の総計が別途当省ホームページに掲載する割当数量（第4の1 参照）以下となる場合

申請数量を割り当てる。

- (2) 申請数量の総計が別途当省ホームページに掲載する割当数量（第4の1 参照）を超える場合

申請者の申請順に別途当省ホームページに掲載する割当数量に達するまで申請数量を割り当てるものとする。

ただし、申請期間内に申請した者は同着とみなし、別途抽選により

申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

抽選の実施については、申請期間終了後に当省ホームページ

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_phl/index.html

) において公表する。

- 3 平成29年度に割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と第6の1において提出された関税割当証明書等によって確認された輸入通関数量から消化率を算出（第6の1において申請者に返却された関税割当証明書によって平成30年3月31日までに通関する見込みの数量も輸入通関数量に含めるが、平成30年4月2日までに当該関税割当証明書を再提出することとし、これを確認した結果残存数量があれば再度消化率を算出）し、その消化率が9割未満の者は、第4の1の(1)から(3)までに掲げる期間において、その合計が平成29年度内の輸入通関数量を超える割当ては受けられないものとする。ただし、第4の1の(4)に掲げる期間においては、第7の2の規定に基づいて割当てを受けることができる。

なお、平成30年1月9日（火）までに返納された関税割当証明書の残存数量は、消化率計算の際においては、当初割当てを受けた数量に含めないものとする。

第8 関税割当証明書の交付

関税割当証明書の交付は、申請者がフィリピン産鶏肉の関税割当てに関して法令等に違反した場合又は虚偽の申告をした場合には行わないものとする。

第9 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその

他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

- 3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。

（省令第4条）

なお、関税割当証明書を返納する際、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用して割当てを受けた物品の輸入申告を行う者（関税割当証明書システム管理終了結果情報（以下「証明書管理情報」という。）に記載の残存数量の全部又は一部を返納する者並びに割当てを受けた数量を全量通関した者）は、証明書管理情報の写しを添付するものとする。

- 4 平成30年度に割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と同年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された輸入通関数量から消化率を算出し、その消化率が9割未満の者は、原則として、平成31年度においては、平成30年度内の輸入通関数量を超える割当ては受けられないものとする。なお、平成31年1月8日（火）までに返納された関税割当証明書の残存数量は、消化率計算の際においては、当初割当てを受けた数量に含めないものとする。
- 5 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 7 申請に関する電話による問い合わせ先は次のとおり。

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課（03-3502-8181 内線 84397）

第10 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。

（別記様式）

農林水産省のホームページに掲載

（ http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_phl/index.html ）